# 群鸟県适正化通信 NO. 131 (令和年7月号)

## 車両の認可車庫への収容徹底について

適正化通信No.73でもお知らせしましたが、最近、適正化実施機関や運輸支局に、違法 駐車や自宅への持ち帰り車両等に対する苦情が多く寄せられています。また、適正化実施 機関が平成30年度に4回実施した「休日違法駐車パトロール」においても、88件の違 法駐車等が確認されており、違法駐車等に対する改善指導を行いました。

最近は、GPS付のデジタコが増えたことにより、「出庫・帰庫」の場所が明確に記録されるため、持ち帰り車両確認が容易に確認できるようになっています。さらに、一般市民からの通報だけでなく、内部告発や同業他社からも多くの通報が寄せられていますので、再度、各事業者におけるコンプライアンスの徹底をお願いします。

車両の荷主構内等への留置や、自宅等への持ち帰りを行った場合、対面点呼の実施が不可能となります。体調不良や飲酒運転等による悲惨な事故が注目されているにも関わらず、疾病、疲労、睡眠不足等の確認や、アルコール検知器による酒気帯びの有無を確認せずに運行させることは大変危険です。このような管理下で事故が発生した場合には、罰則はもちろんのこと、会社や業界全体のイメージダウンにも繋がります。

また、バッテリーやタイヤ等の盗難も発生しており、車両の認可車庫への収容は、安全 運行だけでなく、会社の財産でもある車両を管理するうえでも重要なことですので、法令 遵守に向け管理の徹底をお願いします。

なお、車両を認可車庫以外へ収容しているにも関わらず、点呼記録簿に"対面点呼"執行と記載する等の「点呼記録の改ざん・不実記載」や、運行記録計の抜き取り等の「運行記録計による記録の改ざん・不実記載」を行った場合には、平成30年7月に施行された貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準により、それぞれに「60日車」の行政処分が科せられることとなっています。

○一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について (関東運輸局公示)

### 4. 車庫

- (1) 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は 平成3年6月25日運輸省告示第340号に適合するものであること。
- (2) 車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、 かつ、計画する事業用自動車のすべてを収容できるものであること。
- (3) 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- (4) 使用権原を有することの裏付けがあること。
- (5) 農地法(昭和27年法律第229号) 、都市計画法(昭和43年法律第100号) 等関係法令に抵触しないものであること。
- (6) 事業用自動車が車庫への出入りに支障のないものであり、前面道路との関係に おいて車両制限令(昭和36年政令第265号)に抵触しないものであること。 なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有 する者の承認があり、かつ、事業用自動車が当該私道に接続する公道との関係に おいて車両制限令に抵触しないものであること。

八二「化粉点新丰宝光事类本)を共1	行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」
- ′公小!目初日則里浬艿⇒耒有に刈し	/11収処分表が11リットを提及11急及(トロ里級)表に"リハし」

○自動車車庫の位置及び収容能力違反

①営業所との距離	初違反20日車	再違反40日車
②収容能力不足	初違反20日車	再違反40日車
	初違反10日車	再違反20日車

#### ○安全規則 第6条

自動車車庫の確保違反 初違反 警告 再違反10日車

#### ≪関連する違反事項≫

○点呼の実施違反(点呼が必要な回数100回に対して)

①未実施19件以下	初違反 警告	再違反10日車
②未実施20件以上49件以下	初違反10日車	再違反20日車
③未実施50件以上	初違反20日車	再違反40日車

#### ○点呼の記録違反

記録の改ざん・不実記載 初違反60日車 再違反120日車

○運行記録計による記録違反

記録の改ざん・不実記載 初違反60日車 再違反120日車

○運転者に対する指導及び監督違反

①一部不適切	初違反 警告	再違反10日車
②大部分不適切	初違反10日車	再違反20日車

○日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数)

①未実施回数6回未満	初違反	<u> </u>
	再違反	3日車×違反車両数
②未実施回数6回以上15回未満	初違反	3日車×違反車両数
	再違反	6日車×違反車両数
③未実施回数15回以上	初違反	5日車×違反車両数
	再違反	10日車×違反車両数

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関電話 027-212-8821